

令和5年4月14日
住宅局住宅生産課

令和5年度「住宅エコリフォーム推進事業」の募集を開始します！

住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅をZEHレベルの高い省エネ性能へ改修する取組に対して支援をする「住宅エコリフォーム推進事業」について、4月28日（金）より事業者の募集を開始します。

1) 対象事業

住宅をZEHレベルの高い省エネ性能へ改修することを目的とした以下の事業で、令和5年4月1日以降に契約し事業者登録後に工事着手したものを対象とします。
○省エネ診断、省エネ設計等、省エネ改修（建替えを含む）

2) 補助率・補助限度額

○省エネ診断 補助率 : 1/3
○省エネ設計等・省エネ改修（建替えを含む） 補助限度額 : 350,000円/戸
(補助対象費用の40%を限度)

※省エネ改修の地域への普及促進支援について

地域の関係団体や事業者が連携して、住宅の省エネ改修の普及促進に積極的に取り組み、省エネ改修を実施するグループであって、活動計画や交付申請予定等を提出し採択されたグループについては、予算の優先配分を行います。
応募方法等の詳細は事業ホームページを参照ください。

3) 受付期間

○事業者登録の受付期間 : 令和5年4月28日（金）～令和5年12月15日（金）
※ 本事業はデジタル庁が運営する補助金の電子申請システム「jGrants」を利用しますので、事業者登録の前に「G.bizID」の取得が必要となります。
G.bizIDの取得には、約2週間かかりますので早めのID取得をお勧めします。
G.bizID申請ページ URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/>
○交付申請の受付期間 : 令和5年5月26日（金）～予算上限に達するまで
(遅くとも令和6年1月19日（金）まで)

4) 参考資料

(別添) 住宅エコリフォーム推進事業の概要

※本事業の具体的な内容、事業者登録等の手続きの詳細については、下記のホームページをご確認ください。

●住宅エコリフォーム推進事業実施支援室ホームページ

URL : <https://ecoreform-shien.jp/>

※令和5年度事業のページは令和5年4月14日より公開

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 住宅生産課

電話（代表）03-5253-8111（内線39-431、39-428）

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅をZEHレベルの高い省エネ性能へ改修する取組に対して、期限を区切って国が直接支援を行う。

下線部は令和5年度予算における見直し事項

省エネ診断

【補助率】 民間実施：国 1 / 3 公共実施：国 1 / 2

省エネ設計・省エネ改修(建替えを含む)

■ 補助対象費用

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。

※ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。

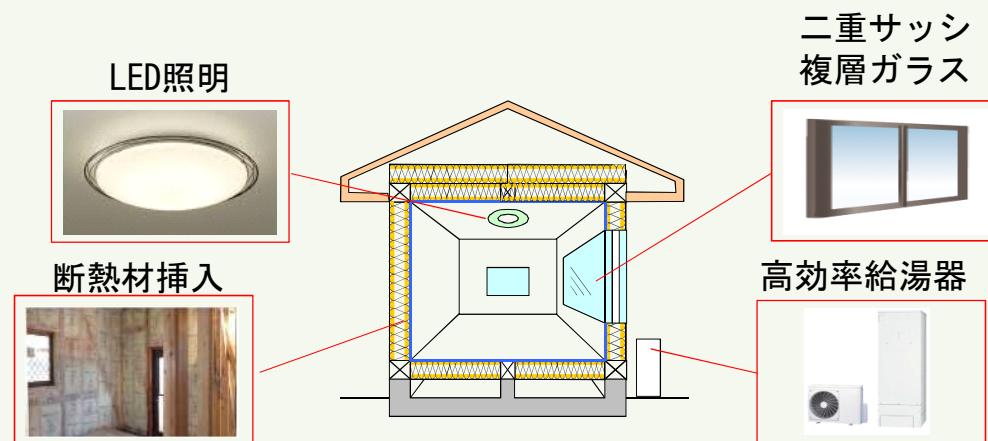
※改修後に耐震性が確保されること(計画的な耐震化を行うものを含む)。

※令和6年度末までに着手したものであって、改修(部分改修を含む)による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定。

■ 補助限度額

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

建物の種類	補助限度額
戸建住宅 共同住宅	350,000円/戸 (※補助対象費用の40%を限度)



【既存住宅の省エネ改修のイメージ】